

---

**プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発****項目 第 362 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 362 回企業会計基準委員会（2017 年 6 月 16 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

**コメントの募集及び公開草案の概要の文案の検討**

2. 会計処理の基本となる原則において、5 ステップについて示しているが、関係者の理解に資するため、当該 5 ステップの記載以降の項目について、参照等を行うこととしてはどうか。
3. 開発にあたっての基本的な方針の記載において、新基準を個別財務諸表にも適用することとした根拠について、関係者の納得感を醸成するために、より明確に説明すべきであると考えられる。例えば、個別財務諸表に適用しない場合には、連結調整上のコストがかかることについて説明することが考えられる。
4. 経営管理の観点から、連結財務諸表と個別財務諸表の取扱いを同一の内容とすることが好ましいのは理解できるが、内部統制の観点からは、個別財務諸表上、税務やキャッシュ・フローの管理との関係において、新しい内部統制を構築する必要性が生じる可能性があるため、必ずしも連結財務諸表と個別財務諸表の取扱いを同一の内容とすることが好ましいとは限らないため、記載について見直すこととしてはどうか。

**会計基準の文案の検討**

5. 開発にあたっての基本的な方針の記載において、財務諸表間の比較可能性との表現については、我が国における企業間の比較可能性と国際的な比較可能性の 2 つがあることを明確にするのがよいのではないか。
6. 同業他社との交換取引について、「当該同業他社との交換取引の会計処理については、収益及び費用を認識しないこととした」とあるが、最終精算時に損益が計上される可能性があるため、記載を見直してはどうか。
7. 会計基準において「強制適用」という表現を用いることは違和感があるのではない

か。

## 適用時期の検討

### (早期適用の時期)

8. 仮に新基準の最終化が2018年中となる場合でも、12月末を決算期末とするIFRS又は米国会計基準を連結財務諸表で任意適用している企業における連単一致の観点から、2018年12月31日以後終了する事業年度から早期適用を認める事務局の提案に賛成する。

### (強制適用の時期)

9. 新基準は企業に大きな影響を与える可能性があり、開示の定めを今後検討することから、準備期間を3年とることがよいのではないか。
10. 収益認識専門委員会でも案B(2021年4月1日以後開始する事業年度から強制適用する。)を支持する意見が多く聞かれたため、事務局の提案がよいのではないか。
11. 日本基準を連結財務諸表及び個別財務諸表で適用している企業においては、システム化を含む業務プロセスの変更が今後検討されると考えられ、IFRS第15号及びTopic 606に対する準備期間を考慮すると、事務局の提案がよいと考えられる。また、我が国における収益認識は、財務諸表の比較可能性の観点で、問題を生じさせていなかったと考えられるため、強制適用時まで3年の準備期間を設けたとしても、利用者に負担を生じさせるものではないと考えられる。
12. 強制適用までの準備期間を3年設けることでよいと考えられるが、開示の定めを今後設けるため、強制適用時期を再度見直す可能性はあると考えられる。

以上